

大台町公共施設等への太陽光発電設備等
導入可能性調査業務
公募型プロポーザル実施要領

大台町生活環境課
令和7年6月

1. 目的

本要領は、大台町公共施設等への太陽光発電設備等導入可能性調査業務を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を選定するための手続きについて、必要な事項を定めるものである。

2. 業務概要

(1) 業務名

大台町公共施設等への太陽光発電設備等導入可能性調査業務委託

(2) 発注者

大台町

(3) 業務内容

別紙1 「大台町公共施設等への太陽光発電設備等導入可能性調査業務仕様書」のとおり。

なお、仕様書内で規定した委託する業務の内容は、大台町公共施設等への太陽光発電設備等導入可能性調査業務の検討に必要と思われる事項を示したものであり、仕様書に掲載のない事項についての提案を妨げるものではない。実際に委託する業務の内容は、本プロポーザルにより選定された優先交渉権者の企画提案書をもとに、町と契約締結に向けた協議及び調整を行った上で決定する。

(4) 業務期間

契約締結日から令和8年1月30日（金）まで

(5) 提案上限額

9, 750, 000円（消費税及び地方消費税を含む）

- ・提案上限額は業務提案のために提示した額であり、契約金額ではない。
- ・最優秀提案者（優先交渉権者）との協議により、契約金額を設定する。

3. 参加資格

(1) 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、参加表明書の提出時点において次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- ① 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- ② 大台町競争入札参加資格者名簿に登録されており、大台町長から業務等に関し指名停止を受けていないこと。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ④ 大台町暴力団排除条例の規定に該当しないこと。
- ⑤ 国税及び地方税を滞納していないこと。

(2) 参加資格の取り消し

本プロポーザルの参加表明書の提出期限から契約の日までの間に、参加資格要件のうち、いずれかひとつでも満たさないことが明らかになったときは参加資格を取り消すこととする。

4. 契約締結までのスケジュール

	項 目	日 程
①	公募開始	令和7年6月26日（木）
②	参加資格、参加表明書添付書類等に関する 質疑の受付期間	令和7年6月26日（木）から 令和7年7月 2日（水）17時まで
③	参加表明書類の提出期限	令和7年7月 3日（木）17時まで
④	参加資格審査結果通知	令和7年7月 4日（金）
⑤	業務仕様書、企画提案書等に関する 質疑の受付期間	令和7年6月26日（木）から 令和7年7月 8日（火）12時まで
⑥	⑤の質疑に対する回答	令和7年7月11日（金）HP公表
⑦	企画提案書の受付期間	令和7年7月 8日（火）から 令和7年7月16日（水）17時まで
⑧	一次審査（書類審査）	令和7年7月17日（木）
⑨	一次審査結果通知及び二次審査参加要請	令和7年7月18日（金）
⑩	二次審査（プレゼンテーション等）	令和7年8月 5日（火）
⑪	二次審査結果通知及び最優秀提案者公表	令和7年8月 8日（金）

※上記日程は変更する場合があるため、変更する場合はプロポーザル参加者全員に通知する。

5. 参加手続き等

（1）参加表明書類の提出

参加を表明する者は、参加表明書とともに以下の添付書類を提出し、参加資格審査を受けるものとする。

① 提出書類

- ・参加表明書（様式第1号）
- ・会社概要（最新のもの。パンフレット等の使用も可とする。）
- ・業務実績一覧（様式第2号）

※令和2年度から令和6年度までの過去5年間の業務実績のうち、本業務と同種業務（公共施設等への太陽光発電設備等の導入可能性調査業務）又は環境省の「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」（第2号事業/公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援事業）の実績を対象とする。

業務実績一覧には「業務名」「発注者」「契約金額（消費税込み）」「履行期間」「業務概要」

を記載すること。また、業務実績一覧に記載した業務に係る契約書等の写しを添付すること。

② 提出先

- ・大台町生活環境課（〒519-2404 三重県多気郡大台町佐原750番地）

③ 提出方法

- ・持参又は郵送

④ 提出期限

- ・令和7年7月 3日（木）まで。

持参の場合は、休日を除く午前9時から午後5時までとする。

郵便の場合は期間内に必着とする。

⑤ 提出部数

- ・各1部

⑥ 参加資格審査結果

- ・参加表明書に記載する担当者メールアドレスに参加資格審査結果を通知する。

（2）企画提案書等の提出

参加資格審査の結果、参加資格を有すると認められた者は、提案書等の書類を下記のとおり提出すること。

① 提出書類

- ・企画提案書（様式第3号）
- ・提案事項（任意様式）

ア 提案事項は、別紙2 「評価項目」の分類に従い、全ての項目について言及すること。

イ 1部は製本し、社名を表紙に記載したうえ、印鑑を押印すること。提案者の担当部門及び責任者を明示すること。（これを正本と言う。）

ウ 印を押さない提案書（これを副本と言う。）を6部作成すること。副本はファイルに綴じて提出すること。

エ A4用紙を基準とし、表紙及び目次を除き、フォントサイズ10.5pt以上、上限片面10ページ以内（両面は2ページと換算）で作成し、ページ番号を付して提出すること。上限枚数に満たない場合であっても減点にはならない。

オ 評価を行う者が漏れなく正確に評価できるよう、編集に配慮すること。特に、提案内容が本書に則っていない場合には、採点しないこともあるので注意すること。

カ 別紙1 「大台町公共施設等への太陽光発電設備等導入可能性調査業務仕様書」の全面コピー及び「仕様書のとおり」といった記述に終始しないこと。このような提案については、採点しないこともあるので注意すること。

キ 提案内容が理解しやすいように、簡潔かつ分かりやすい表現で記述すること。

ク 別紙1 「大台町公共施設等への太陽光発電設備等導入可能性調査業務仕様書」をもとに契約書添付の仕様書を作成するが、大台町の判断で最優秀提案者の提案書の内容を盛り込むことがあるので、確実に提案者が実現できる範囲で記載すること。

- ・価格提案書（様式第4号）

※価格提案書の内訳書は参考様式を参照しつつ、任意書式にて添付し、具体的な数量を記載すること。

・配置予定技術者一覧（様式第5号）

※配置予定技術者ごとに業務の経験年数、業務に関連する所有資格、主な業務実績を記載すること。

※過去5年間（令和2年度から令和6年度まで）において、環境省の「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」（第2号事業/公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援事業）に技術者として携わった実績を優先して記入すること。

・業務工程表（任意様式）

・納税証明書の写し

※参加表明書提出の前3か月以内に発行された証明書で、国税、参加表明する者の所在地における都道府県税又は都税及び市町村民税又は特別区税の未納がないことを示すもの。

・商業・法人登記に係る履歴事項全部証明書の写し

※参加表明書提出の前3か月以内に発行された証明書

② 提出先

・大台町生活環境課（〒519-2404 三重県多気郡大台町佐原750番地）

③ 提出方法

・持参又は郵送

④ 受付期間

・令和7年7月8日（火）から令和7年7月16日（水）まで

持参の場合は、休日を除く午前9時から午後5時までとする。

郵便の場合は、配達完了が確認できる方法によるものとし、受付期間内に必着とする。

持参・郵便により提出する場合のいずれも、事前に電話により提出する旨の連絡を行うこと。

⑤ 提出部数

正本各1部、副本各6部

6. 最優秀提案者（優先交渉権者）の選定方法等

（1）実施方針

最優秀提案者（優先交渉権者）の選定にあたり、大台町公共施設等への太陽光発電設備等導入可能性調査業務に係るプロポーザル評価委員会（以下、評価委員会）を設置し、公募型プロポーザルを実施する。

（2）参加資格確認

審査に先立ち、本プロポーザル参加者の参加資格要件について確認を行う。なお、参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

（3）一次審査（書類審査）

提出種類（企画提案書を含む）別紙２ 「評価項目 ①業務体制評価」に基づき審査を行い、参加表明書の提出者の中から二次審査参加要請者を選定する。

① 実施日

- ・令和７年７月１７日（木）

（４）二次審査（プレゼンテーション等）

企画提案の内容、プレゼンテーション、質疑応答の内容などにより審査する。なお、一次審査を実施しない場合は、二次審査時に別紙２ 「評価項目 ①業務体制評価」についても審査を行う。

① 実施日

- ・令和７年８月５日（火）（詳細については別途通知する。）

② 出席者

- ・配置予定技術者を含めた３名以内とする

③ 所要時間

- ・プレゼンテーションに要する時間は概ね説明２０分以内、質疑応答１０分程度とする。ただし、提案者数に応じてプレゼンテーションの時間配分等を調整することがある。

④ 注意事項

- ・審査の内容は提出された提案書の説明（プレゼンテーション）及び質疑応答（ヒアリング）とする。審査は非公開とする。
- ・プレゼンテーションの内容は、提出された提案書（拡大したもの又はプロジェクター等を使用し拡大映像での使用も可）のみを使用すること。
- ・プレゼンテーションに当たっては、機器等を用いた説明を行う場合には、参加者において必要な機器を用意すること。なお、プロジェクター及びスクリーンについては、大台町が用意する。
- ・プレゼンテーションについては対面を予定しているが、変更する場合はその旨通知する。

（５）最優秀提案者（優先交渉権者）

採点は１提案者に対して審査員がそれぞれ「評価基準」に基づいて行い、合計得点が高い者を最優秀提案者（優先交渉権者）とする。

（６）選定結果等の通知及び公表

一次審査結果及び二次審査参加要請は令和７年７月１８日（金）に電子メールにより通知する。令和７年８月８日（金）に二次審査結果については電子メールにより通知し、最優秀提案者（優先交渉権者）は町ホームページで公表する。また、審査結果に関する異議、問い合わせ等は一切受けけないものとする。

７．質疑等の手続き

（１）参加資格、参加表明書添付書類等に関する質問

① 受付期間

- ・令和７年６月２６日（木）から令和７年７月２日（水）１７時まで

② 提出書類

- ・質問書（様式第６号）

③ 質疑方法

- ・電子メール（メールアドレス：odai-kan@odaitown.jp）とし、送信に当たっては、表題を「参加資格等についての質問」とすること。また、送信後に必ず電話にて受信の確認を行うこと。

④ 回答方法

質疑を行った者に対し電子メールで通知する。なお、本業務に直接関係のある質問のみに回答を行うものとし、審査に関する質問については一切受付けない。

（２）業務仕様書、企画提案書等に関する質問

① 受付期間

- ・令和 7 年 6 月 2 6 日（木）から令和 7 年 7 月 8 日（火） 1 2 時まで

② 提出書類

- ・質問書（様式第 6 号）

③ 質疑方法

- ・電子メール（メールアドレス：odai-kan@odaitown.jp）とし、送信に当たっては、表題を「業務仕様等についての質問」とすること。また、送信後に必ず電話にて受信の確認を行うこと。

④ 回答期限

- ・令和 7 年 7 月 1 1 日（金）

⑤ 回答方法

- ・全者に電子メールで通知するとともに、令和 7 年 7 月 1 1 日（金）に町ホームページにて公表する。なお、本業務に直接関係のある質問のみに回答を行うものとし、審査に関する質問については一切受付けない。

（３）辞退について

いかなる段階であっても、辞退をする場合は、辞退届（様式第 7 号）により届け出ること。

8. 評価基準等

（１）評価基準

別紙 2 「評価項目」のとおり。

（２）最優秀提案者（優先交渉権者）として選定しない条件

「評価基準」の採点の合計が 6 割未満の場合。

（３）審査点数が同点の場合の最優秀提案者（優先交渉権者）選定方法

審査点数の最高得点者が複数いる場合は別紙 2 「評価項目 ②企画提案評価（３）、（４）、（５）」の合計点が高い者とし、なおも同点となる場合は提案の審査を再度実施し上位を選定する。この場合の採点方法は評価委員が協議の上、選定する。

9. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ① 提出書類に虚偽の記載をした場合
- ② 提出方法、提出先及び提出期限を守らなかった場合

- ③ 審査の公平性を害する行為があった場合
- ④ 本プロポーザルの参加資格要件を満たさない場合
- ⑤ 価格提案額が提案上限額を超過している場合
- ⑥ その他、評価委員会が不適当と認めた場合

10. 契約について

(1) 契約手続き

選定した最優秀提案者（優先交渉権者）と契約手続きを行う。但し、選定した最優秀提案者（優先交渉権者）が失格事項に該当した場合又は、その他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、次点者と交渉し、契約手続きを進めるものとする。

(2) 契約内容

選定した最優秀提案者（優先交渉権者）（選定した最優秀提案者（優先交渉権者）が失格事項に該当した場合又はその他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、次点者とする。）の提案内容を踏まえ、協議を実施し、仕様書等の調整を行い確定する。

11. 留意事項

(1) 参加表明が1者の場合

参加者が1者の場合でも、本プロポーザルは成立するものとする。ただし、評価基準等で採点を行い、「8. (2) 最優秀提案者（優先交渉権者）として選定しない条件」に該当する場合は、優先交渉権者として選定しない。

(2) 費用負担

本実施要領に基づく全ての手続きに関しては、応募者は自らの責任と費用負担によりこれを行う。

(3) 使用言語等

使用する言語、通貨及び単位は日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法に定める単位とする。

(4) 著作権

提案参加者が提出した提案書類の著作権は、提案参加者に帰属する。ただし、大台町が公募型プロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。なお、提案参加者が提出した提案書類の返却は行わない。

(5) 情報公開

提出された書類について、その著作権は、参加者に帰属する。ただし、大台町情報公開条例（平成18年条例第13号）の規定に基づき、情報公開の対象となるため、参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとして非公開としたい内容については、あらかじめ町に書面で申し出ること。本プロポーザルについて情報開示請求があった場合、町が公開を判断する際の参考とするが、判断の結果、希望に添えないことがある。

(6) 審査結果

審査結果（参加者名、点数、順位）は公表する。ただし、優先交渉権者以外の参加者名は公表しない。

【問合せ先及び書類提出先】

担当課：大台町生活環境課

担 当：相澤

住 所：〒519-2404 三重県多気郡大台町佐原750番地

TEL：0598-82-3787

FAX：0598-82-2565

メールアドレス：odai-kan@odaitown.jp